

高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内で高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、香川県外在住者が市内の地域に滞在しながら行う、テレワークの実施と地域課題の解決につながる地域活動への継続的な参加を促進し、もって関係人口の創出及び拡大並びに地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高松市アグリ・スマートシティ実証事業 香川県外在住者が市内の地域に滞在しながら、テレワークの実施と地域課題の解決につながる地域活動への参加を両立することで、地域内外の多様な人々が交流し、地域が活性化するアグリ・スマートシティ構想の実現を目指す事業
- (2) テレワーク 被用者（雇用契約に基づいて就労する者に限る。）、法人代表者又は個人事業主が、情報通信技術を利用することにより、就業地以外の場所において行う、就労、法人の経営又は事業
- (3) 関係人口 本市に関心を持ち、市内の地域又は地域の人々と、多様かつ継続的に関わる香川県外在住の個人又は香川県外を拠点とする企業や団体

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、高松市アグリ・スマートシティ実証事業に参加するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 当該年度の高松市アグリ・スマートシティ実証事業について、本市が指定する参加回数に達しない者（ただし、天災、疾病等のやむを得ない事情によるものであると市長が認めた場合は除く。）

- (2) 専ら高松市アグリ・スマートシティ実証事業を実施する市内の地域
(以下「実施地域」という。)への観光や余暇活動のみを目的とする者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第
77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴
力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- (4) 第5条の規定による補助金の交付申請の日以前に納期限の到来した本
市の市税を滞納している者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助対象者とすることが適当でない
と認めた者
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、
次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高松市アグリ・スマートシティ実証事業に参加するために要する交通
費(ただし、経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により、補助対
象者の居住地から実施地域まで1回往復したものに限り、1回当たりの交
通費の上限額42,000円とする。)
- (2) 高松市アグリ・スマートシティ実証事業に参加するために要する宿泊
料(ただし、経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により、宿泊し
たものに限り、1泊当たりの宿泊料の上限額は14,000円とする。)

2 前項の規定に関わらず、国又は地方公共団体から他に補助金を受けている
ものは、補助対象経費としない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高
松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金交付申請書(様式第1
号)に、次に掲げる書類を添えて、当該年度末日までに市長に提出しなけれ
ばならない。

- (1) 顔写真付き身分証明書その他の提示により本人であることを確認する
ことのできる書類の写し
- (2) 前条第1項各号に規定する経費に係る領収書

(3) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(4) 高松市アグリ・スマートシティ実証事業の参加状況に関する証明書

（様式第3号）

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金交付決定通知及び額の確定通知書（様式第4号）により、その内容及びこれに付す条件を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに、高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金交付請求書（様式第6号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、速やかに、補助金を交付決定者に交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、補助金受給者に通知するものとする。

（返還請求）

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金受給者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(検査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせることができる。

2 補助金受給者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月30日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所
氏 名
連絡先

高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金交付申請書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助金の交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 顔写真付き身分証明書その他の提示により本人であることを確認することのできる書類の写し
- (2) 高松市アグリ・スマートシティ実証事業に参加するために要した交通費の領収書等
- (3) 高松市アグリ・スマートシティ実証事業に参加するために要した宿泊料の領収書等
- (4) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (5) 高松市アグリ・スマートシティ実証事業の参加状況に関する証明書（様式第3号）

誓約書兼同意書

1 誓約事項

- (1) 高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金に関する報告及び立入調査を高松市から求められた場合は、それに応じること。
- (2) 補助対象経費に国や他の地方公共団体からの補助金を受けた経費が含まれていないこと。
- (3) 専ら実施地域への観光や余暇活動等を目的として、高松市アグリ・スマートシティ実証事業に参加したものではないこと。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。
- (5) 前各号に違反した場合は、高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の全部又は一部を返還すること。

2 同意事項

- (1) 補助金の適正な執行に必要な範囲内で、申請者の市税の納付状況を高松市が確認すること。
- (2) 補助金の適正な執行に必要な範囲内で、国や他の地方公共団体に対して、申請者の補助金交付状況を高松市が確認すること。
- (3) 実施地域の団体に対して、申請者の高松市アグリ・スマートシティ実証事業の参加状況について、高松市が確認すること。

高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金の交付申請に当たり、上記のことについて誓約し、及び同意します。

年 月 日

(宛先) 高松市長

住所

氏名

年 月 日

（宛先）高松市長

所在地

事業所名

⑨

代表者名

連絡先

高松市アグリ・スマートシティ実証事業の参加状況に関する証明書

次のとおり相違ないことを証明します。

参加者	氏名	
	住所	
参加状況	実施地域	
	参加日	年 月 日～ 年 月 日
	実施内容	
参加状況	実施地域	
	参加日	年 月 日～ 年 月 日
	実施内容	

高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金の交付に関する事務のため、参加者の参加状況などの情報を、高松市の求めに応じて、高松市に提供することについて、参加者の同意を得ています。

様

高松市長

高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金交付決定及び
額の決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 市長は必要があるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査を行います。
- (2) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (3) 高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第 5 号（第 6 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金の交付については、次のとおり交付しないことを決定したので、高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

交付しない理由

年 月 日

（宛先）高松市長

住 所

氏 名

連絡先

高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金交付請求書

年 月 日付け高 第 号により通知のあった高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金について、高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関	銀行・金庫	本店・支店						
	農協・漁協	支所・出張所						
	店番（ ）							
口座種目	<input type="checkbox"/> 普通	口座番号						
	<input type="checkbox"/> 当座							
口座 名義人	フリガナ							

添付資料：振込先口座通帳の写し

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金交付決定取消
通知書

年 月 日付けで高 第 号で交付の決定の通知をした
高松市アグリ・スマートシティ実証事業参加促進補助金の交付について、次の
とおり交付の決定の取消しを決定したので、高松市アグリ・スマートシティ実
証事業参加促進補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由